

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年4月6日

愛媛県公営企業管理者 東野 政隆

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

愛媛県立中央病院、今治病院、新居浜病院検体検査（一般検査）等委託業務（単価契約）一式

(2) 業務の内容

愛媛県立中央病院、今治病院、新居浜病院が発注する検体の収集、検査を行い、検査結果を各病院へ通知する。（検査項目 275 項目、詳細は入札説明書による。）

(3) 単価契約期間

令和8年6月1日から令和10年5月31日まで

(4) 成果品の納入場所

県立中央病院（愛媛県松山市春日町83番地）

県立今治病院（愛媛県今治市石井町四丁目5の5）

県立新居浜病院（愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号）

(5) 入札方法

(1) についての総価で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（別途入札説明書で示す検査項目毎の契約希望単価（消費税及び地方消費税は含まない。）に、当該検査に係る契約期間見込件数を乗じて算出される金額（以下、「契約希望金額」という。))をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、契約希望単価に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

契約は、入札時に提出する明細書記載の契約希望単価による単価契約を落札者と締結する。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和8年度から令和10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 入札説明書等に示す業務を円滑かつ確実に履行できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年4月23日法律第76号）第20条の3第1項の規定による衛生検査所の登録をしていることを証明した者であること。

3 入札の場所、日時等

- (1) 関係書類の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089) 912-2794

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 交付場所

(1) に掲げる場所で交付する。

イ 交付時期

公告の日から令和8年4月13日（月）午後5時00分まで

- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限

令和8年4月13日（月）午後5時00分まで

- (4) 開札の場所及び日時

場所：愛媛県庁第一別館5F 公営企業管理局会議室

日時：令和8年4月21日（火）午後1時30分

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、2の(3)及び2の(4)を証明する書類を3の(3)で示す日時までに3の(1)に掲げる場所へ提出し、審査の結果、適当と認められなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を履行できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。